

萩市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常業務の中で高齢者等と接することの多い民間事業者と連携することにより、異変のある高齢者等や何らかの支援を必要としている高齢者等（以下「要支援者」という。）を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保し高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、協力事業者とは、要支援者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等で萩市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業協力事業者台帳（以下「事業者台帳」という。）に登録した事業者をいう。

(事業主体)

第3条 この事業の実施主体は萩市とする。

(事業の内容)

第4条 市、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターは、異変の発見及び情報の連絡があった場合、関係機関、関係事業者その他の関係団体と連携を図り、必要な支援を行うものとする。

2 協力事業者は、日常の業務において要支援者を発見した場合、速やかに市、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへその状況を連絡する。ただし、緊急性が高いと判断した時は、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

3 市は、事業の趣旨に賛同する事業者から萩市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業協力事業者申出書（第1号様式）を受理のうえ、事業者台帳（第2号様式）に登録するとともに、当該事業者を市のホームページ等において公表する。

(協力事業者の参画要件等)

第5条 事業に参画する事業者は、市内において日常業務を行い、高齢者等の見守りが可能である業者であることとする。

2 市長は、事業に参画しようとする事業者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は事業者台帳に登録しないものとする。

(1) 各種法令に違反している場合。

(2) 役員等(役員又は事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)である場合。

(3) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団を利用するなどしたと認められる場合。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

(7) その他、市長が協力事業者として不適切であると認めた場合。

3 市長は、事業者台帳登録後、協力事業者が第1項に規定する要件に該当しなくなった場合又は第2項に規定する要件に該当した場合は、登録を解除することができる。

(守秘義務)

第6条 協力事業者は、事業の実施に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、登録の解除又はその他の理由により見守り活動を終了した後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。